

議案第2号

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止
する条例の制定について

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市デイサービスセンターを廃止するため必要が
あるからである。

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成21年愛西市条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前の愛西市デイサービスセンターの利用に係る料金については、廃止前の愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第11条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「指定管理者に」とあるのは「愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（平成31年愛西市条例第 号）の施行の日の前日において同条例の規定による廃止前の愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により愛西市デイサービスセンターの管理を行っていた者（以下「旧指定管理者」という。）に」と、「指定管理者の」とあるのは「旧指定管理者の」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「旧指定管理者」とする。

（愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 愛西市佐織総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成21年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とする。